



| 目 次 | |
|----------------|------------|
| 「ご契約のしおり(抜粋版)」 | ……………P.1～2 |
| 「契約概要」 | ……………P.3～5 |
| 「注意喚起情報」 | ……………P.5～6 |

朝日生命 お客様サービスセンター

■ご契約後の契約内容変更や給付金等のお支払いに関するお手続きについて

☎ 0120-360-567 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 12月31日、1月1日～3日、
祝日、振替休日を除く

■生命保険のお申し込みやご契約に関するご相談・苦情について

☎ 0120-663-628 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 12月31日、1月1日～3日、
祝日、振替休日を除く

(引受保険会社)

朝日生命保険相互会社

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1

☎ 0120-663-628

受付時間 9:00～17:00
但し、土日・祝日、12月31日、1月1日～3日を除く

お客様の個人情報の取り扱いについて

- 朝日生命における個人情報の利用目的について
保険契約等申し込みの際に、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。
●朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
●朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
●朝日生命業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究
※朝日生命の個人情報保護のお取り扱いにつきましては、朝日生命ホームページ(<http://www.asahi-life.co.jp>)にも記載しておりますので合わせてご確認ください。
- 朝日生命における機微(センシティブ)情報の取り扱いについて
被保険者等の身体、健康情報に関する保健医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、朝日生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。
- 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について
朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

- 契約内容登録制度・契約内容照会制度について
お客様のご契約内容が登録されることがあります。
○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、朝日生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
○保険契約等のお申し込みがあった場合、朝日生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等ははこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
○朝日生命の保険契約等に関する登録事項については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、朝日生命の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【登録事項】

- 次の事項が登録されます。
- 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
 - 死亡保険金額(死亡給付金額)および災害死亡保険金額
 - 入院給付金の種類および日額
 - 契約成立日(復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日)
 - 取扱会社名
- その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

- 支払査定時照会制度について
保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。
○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
○保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
○朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、朝日生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

- 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。
- 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
 - 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
 - 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり (抜粋版)

これはご契約にともなう大切なことから記載した「ご契約のしおり」の抜粋となります。お申し込みを受け付けたのち、「ご契約のしおり-約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。「ご契約のしおり-約款」はお申し付けいただければ事前に送付させていただきます。また、「ご契約のしおり-約款」につきましては、朝日生命のホームページ(<http://www.asahi-life.co.jp/>)にも掲載しております。

お知らせとお願い

- 生命保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に保険契約者の変更といったご契約内容の変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に要する朝日生命の承諾が必要になります。
 - 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、生命保険会社(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
 - 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。
 - 申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(ご契約のしおり・注意喚起情報)を受け取った日(注1)または第1回保険料相当額の領収日(注2)のいずれか遅い日(「責任開始に関する特約S」を付加した場合は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(ご契約のしおり・注意喚起情報)を受け取った日のいずれか遅い日)から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。(注1)「ご契約のしおり(抜粋版)」を受け取った場合は、ご契約のしおり(抜粋版)を受け取った日を含みます。(注2)第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みいただいた場合は、朝日生命着金日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジット会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初の領収日とします。
 - お申し込みの撤回等は書面発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により下記「朝日生命　金融代理店業務グループ」宛発信してください。この場合、書面には、以下の事項を全て記載し、申込書に押されたものと同一印を押印のうえ、お申し込みの撤回等をする旨、明記して下さい。
 - お申し出方法

| |
|---|
| |
| <p><書面に記載いただく事項></p> <p>①お申し込みを撤回する意思　②申込者氏名(自署)・住所・電話番号　③申込番号(「契約申込書(保険契約者捺控)」の上部10桁の数字)　④保険料</p> <p>⑤取扱代理店名　⑥申込日　⑦申出日　⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人)</p> <p>※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いします。</p> <p>※②の申込者氏名とあわせて、契約申込書と同一印を押印ください。</p> <p>※⑧の返金先口座は、すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。</p> <p><書面の郵送先></p> <p>T206-8611　東京都多摩市鶴牧1-23　朝日生命　金融代理店業務グループ</p> |

- お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。申込者等から特にお申し出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金いたします。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただけます。
- 朝日生命は、申込者等に対し、お申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- お申し込みの撤回等の書面発信時に給付金等のお支払事由が生じている場合は、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。次の場合にはお申し込みの撤回等のお取り扱いをいたしません。
 - 申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合　●朝日生命が指定した医師の診査が終了した場合　●既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加(変更)等)の場合
- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ
 - 一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - 保険料は、保険料算出利用率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出利用率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出利用率が下がった場合には、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

ご契約に際して

- 告知について
 - 告知義務について
 - 保険契約者(被保険者)**には健康状態などについて告知をしていただく**必要があります**。これを**告知義務**といいます。
生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがいまして、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されすと、保険料負担の公平性は保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、現在の健康状態、身体障がい状態、職業などについて「告知書」で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、生命保険会社(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。また、募集代理店の担当者(生命保険募集人)が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。
 - 「**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入**」をご検討されている方は次のことにご留意ください。
一般のご契約と同様に告知義務があります。したがいまして「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の責任開始の時」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取り消しとなることもあります**ので、ご注意くださいようお願いいたします。

- 告知義務違反について
 - もし**事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただきます、給付金等をお支払いできないことがあります**。
 - 告知いただくことからは、告知書等に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」としてご契約または特約を解除することがあります。責任開始の日から2年を經過していても、給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません(ただし、「給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
 - 告知にあたり、募集代理店の担当者(生命保険募集人)が、告知をするのを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者(生命保険募集人)のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することができます。なお、前記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできない**ことがあります**。

- 傷病歴・通院事実等を告知された場合
 - 傷病歴がある場合でも、その内容によってはご契約をお引き受けさせていただく**ことがあります**。(ご契約をお引き受けできないこと(注)や「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」「特定部位　指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただく**こともあります**。)(注)この場合、保険契約者から特にお申し出がない限り、領収金額をあらかじめご指定いただいた保険料の振替口座に送金いたします。なお、返金できる保険契約者の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただけます。
 - 朝日生命では、以下の商品を販売しておりますので、健康に不安のある方は**ご検討ください**。
 - 「スマイルメディカル ワイド」(無配当引受基準緩和型医療保険(返戻金なし型)S)

「スマイルメディカル ワイド」は、健康に不安のある方向けの商品ですので、保険料は朝日生命の代理店で取り扱っている「スマイルメディカル」(無配当医療保険(返戻金なし型)S)に比べて割高となっております。なお、ご契約にあたっては朝日生命所定の条件がありますので、詳しくは募集代理店の担当者にお問い合わせください。

- 保障の責任開始の時について
 - 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。
 - 第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合(「責任開始に関する特約S」を付加した場合)
お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

- 前記以外の場合
お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが、ともに完了した時(注)からご契約上の責任を開始します。
(注)第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命着金日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジット会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初お払込みの時とします。
- お申し込みいただいたご契約についてお引き受けするか否かを朝日生命が決定する前に被保険者となる方が死亡された場合は、死亡されていなかったならばご契約をお引き受けしたであろうと認められ、死亡時までにご告知も第1回保険料相当額も受領しているときに限り、ご契約をお引き受けしたものとしてお取り扱いします。
<「責任開始に関する特約S」について>
 - この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間(注1)中の振替日に「保険契約者が指定した口座」から振り替えます。
 - 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます(保険料の払込方法が月払の場合には、第2回保険料とともに振り替えます。)
 - 猶予期間(注2)満了日までに、第1回保険料のお払込みがないとき、ご契約は消滅します。この場合、以後、新たに責任開始に関する特約を付加したご契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。
 - 第1回保険料をお払込みいただく前に、給付金等の支払事由が発生した場合、お支払いする給付金等から第1回保険料を差し引きます。また、第2回以降の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、未払込保険料も差し引きます。なお、お支払いする給付金等が、当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合、未払込保険料をお払込みいただけます。
 - 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険料の払込免除事由に該当された場合には、第1回保険料をお払込みいただくことで、保険料が払込免除となります。なお、第2回以降の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、未払込保険料もお払込みいただく必要があります。
 - 第1回保険料のお払込み前は、主契約の減額、特約のみの解約をすることはできないなど、朝日生命所定の条件があります。(注1)責任開始の日からその翌月末日までをいいます。(注2)払込期間の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までをいいます。

特徴としくみ (給付金等をお支払いできない場合について)

- 免責事由に該当した場合
 - 死亡給付金について
被保険者が次のいずれかによって死亡されたとき
 - ・保険契約者または死亡給付金等受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき(注)
- 入院給付金、医療費充当給付金、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金、先進医療見舞金について
被保険者が次のいずれかによってお支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・むちうち症または腰痛でいずれも他覚所見のないもの
 - ・地震、噴火または津波によるとき(注)
 - ・戦争その他の変乱によるとき(注)

(注)お支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、給付金等の金額の一部または全部をお支払いします。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除された場合
「ご契約に際して」の「1.(2)告知義務違反について」をご参照ください。
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
朝日生命は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、ご契約または特約を解除します。

| |
|---|
| |
| <p>①保険契約者、被保険者(死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。)または給付金等受取人が、給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む)をしたとき</p> <p>②給付金等のご請求に関して、給付金等の受取人に詐取行為(未遂を含む)があったとき</p> <p>③他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき</p> <p>④保険契約者、被保険者または給付金等受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none">・暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること ・保険契約者または給付金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること <p>⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または給付金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、このご契約を継続することを期待しえない上記①～④と同等の事由があるとき</p> <ul style="list-style-type: none">・このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき ・保険契約者、被保険者または給付金等受取人のいづれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき |

重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、朝日生命は給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。なお、ご契約を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

- 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合
 - 詐欺による取り消しについて
保険契約者または被保険者の詐欺により、朝日生命がご契約のお申し込みを承諾したときは、ご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は払戻しいたしません。
 - 不法取得目的による無効について
朝日生命は、ご契約の加入状況、ご契約成立後の給付金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的でご契約を締結されたものと認められる場合は、そのご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は払戻しいたしません。
- ご契約または特約が消滅(未払消滅)した場合
「消滅(未払消滅)」については「保険料のお払込み」の「2. 保険料払込みの猶予期間と消滅について」をご参照ください。
- お支払事由に該当しないその他の場合
入院給付金、医療費充当給付金、手術給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金、先進医療見舞金については、次のとおりです。
 - 責任開始の時点で不慮の事故または疾病を原因とするとき
なお、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病とみなします。
 - 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院の開始をされたとき等
 - 告知等により朝日生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき(事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を朝日生命が正確に知ることができなかったときを除きます。)
 - 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
 - 責任開始の時以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係がある疾病を発病したことなどにより、責任開始の時前を含めて初めて入院・手術・放射線治療などが必要であると医師に診断されたとき
(注)「責任開始の時」については、「ご契約に際して」の「2.保障の責任開始の時について」をご参照ください。
 - 被保険者の薬物依存によるとき

保険料のお払込み

- 保険料の払込方法について
払込方法(経路)には次のような方法があります。
 - 口座振替扱によるお払込みについて
朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行いたしません。
 - クレジットカード扱によるお払込みについて
朝日生命が提携しているカード会社を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行いたしません。なお、クレジットカード扱には、朝日生命所定の要件があります。
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌日1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。なお、お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)となり、効力がなくなります。その場合、消滅した契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活の取り扱いはありません。)
- 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて
保険料の払込方法(回数)が年払のご契約で保険料をお払込みいただいた後、ご契約の消滅等(注1)により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次のようなお取り扱いとなります。
<お支払いする額>
すでに払込まれた保険料(注2)のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約応当日(月単位)からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額
(注1)ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。(注2)保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。
 - ①ご留意ください
払込方法(回数)が月払のご契約については、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い」はありません。

契約概要 必ずお読みください

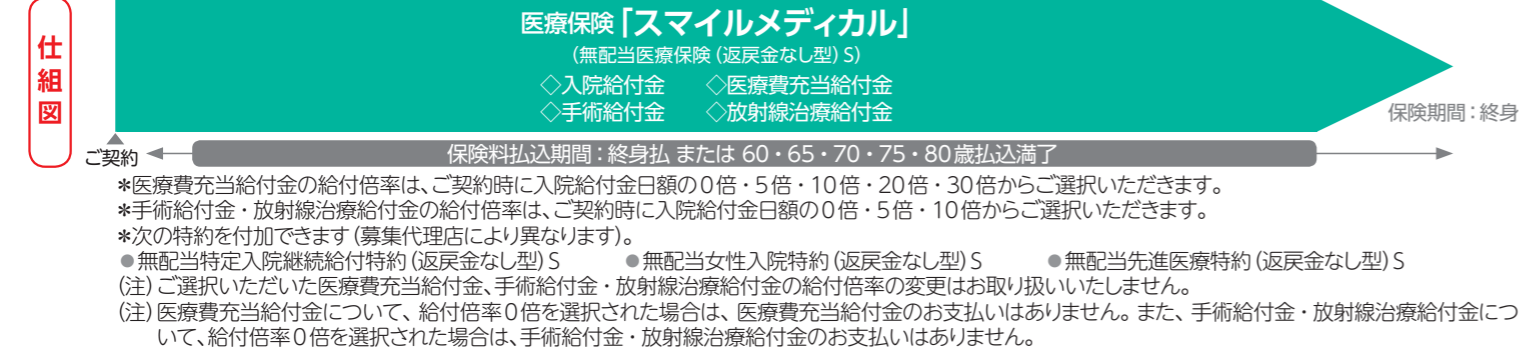
この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申し込みの際に特にご留意いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

■名 称：朝日生命保険相互会社
■住 所：本社〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
連絡先：お客様サービスセンター ☎0120-663-628 ホームページアドレス：http://www.asahi-life.co.jp

2 商品の特徴としくみについて

■商品名称：「スマイルメディカル」
■正式名称：無配当医療保険（返戻金なし型）S
■特徴：この保険は、病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・医療費充当給付金・手術給付金・放射線治療給付金の保障をご準備いただける商品です。



・この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっております。

■お取り扱い（募集代理店によって異なります）

| 入院給付金日額 | 3,000円*1～10,000円の範囲で1,000円単位 | 保険料払込方法（回数） | 口座振替扱（月払・年払）、クレジットカード扱（月払） |
|---------|------------------------------|-------------|---|
| 契約年齢 | 0*2～80歳 | 最低保険料 | （付加特約の保険料を含んで）月払：1,000円、年払：11,000円 |
| 保険期間 | 終身 | 備考 | 医療費充当給付金は、朝日生命の同種の保障を通算して、 ・0～24歳・・・通算10万円限度 ・25～80歳・・・通算15万円限度 |
| 保険料払込期間 | 終身払 | | |

*1 「女性入院特約（返戻金なし型）S」の女性入院給付金日額については、2,000円～のお取り扱いとなります。
*2 「女性入院特約（返戻金なし型）S」は15歳～のお取り扱いとなります。

3 ご契約のお引き受けについて

- 現在入院中の方のご契約はお引き受けできません。
- 既往症・現在の健康状態・ご職業・生命保険加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできないときや、「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」「特定部位または指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。
- 朝日生命の基準により、ご希望の入院給付金日額、医療費充当給付金倍率でお引き受けできないときがあります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします（ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします）。
- その他朝日生命の基準により、他のご契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないときがあります。

4 保障内容

<無配当医療保険（返戻金なし型）S>
■お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

| | お支払事由 | お支払金額 | お支払限度 |
|----------|---|----------------------------|--|
| 入院給付金 | 不慮の事故や疾病により入院日数が1日以上入院をされたとき | 1回の入院につき入院給付金日額×入院日数 | 1回の入院につき60日 通算 1,000日 ただし、がんの治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金のお支払いは無制限 |
| 医療費充当給付金 | 入院給付金が支払われる入院を開始されたとき | 1回の入院につき入院給付金日額×所定の給付倍率* | 1回の入院につき1回 通算 30回 |
| 手術給付金 | (1) 不慮の事故や疾病により、以下の手術を受けられたとき ① 医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ② 医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植術 ③ 先進医療に該当する手術 (2) 責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に受けられた造血幹細胞採取手術 | 手術1回につき入院給付金日額×所定の給付倍率* | 無制限 ただし、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料または輸血料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療に該当する手術については、14日に1回（非電離放射線による療法の場合は60日に1回）の給付を限度とするなど、所定の要件があります。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術については、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。 |
| 放射線治療給付金 | 不慮の事故や疾病により、以下の診療行為を受けられたとき (1) 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為 (2) 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 | 放射線治療1回につき入院給付金日額×所定の給付倍率* | 無制限 ただし、放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。 |
| 死亡給付金 | 被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中にお亡くなりになったとき | 入院給付金日額×10倍 | — |

※医療費充当給付金、手術給付金・放射線治療給付金の所定の倍率とは、以下のとおりとなり、ご契約時に所定の範囲内でご選択していただけます。0倍を選択された場合は、その給付金のお支払いはありません。なお、ご契約後に給付倍率の変更はお取り扱いいたしません。
・医療費充当給付金 …… [5倍]、[10倍]、[20倍]、[30倍]、[0倍（医療費充当給付金なし）]
・手術給付金・放射線治療給付金 …… [5倍]、[10倍]、[0倍（手術給付金・放射線治療給付金なし）]
（募集代理店により、お取り扱いの範囲が異なる場合があります。詳細は、取扱者/代理店にご確認ください。）

- 保障内容に関する注意事項
- 同一の原因により、入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。
- 「特定入院継続給付特約（返戻金なし型）S」を付加した場合、入院給付金のお支払いの通算限度は、「特定入院継続給付特約（返戻金なし型）S」による入院給付金のお支払いを合算して1,000日分となります。
- 手術給付金は、レーザー屈折矯正手術（レーシック）や、以下の手術などについては、お支払いの対象外となるなど、所定の要件があります。詳しくは、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

ア.創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ.皮膚切開術 ウ.デブリードマン エ.骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ.外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ.皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ.会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク.抜歯手術

- 被保険者が同時期に手術給付金のお支払対象となる手術を2つ以上受けたときは、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。
- 手術給付金・放射線治療給付金の支払対象となる先進医療には、診断・薬剤投与は含まないなど、所定の要件があります。詳しくは、朝日生命ホームページ（http://www.asahi-life.co.jp）をご覧ください。
- 造血幹細胞移植術とは、組織の機能に障害がある者に対して組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、異種移植は含みません。
- 造血幹細胞採取手術とは、組織の機能に障害がある者に対して造血幹細胞を移植することを目的として造血幹細胞を採取（骨髄または末梢血からの採取に限るものとし、臍帯血からの採取は除きます。）することをいいます。なお、自家移植は除きます。
- お支払対象となる放射線治療については、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。
- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「医療保険（返戻金なし型）S」の支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります（変更日の2か月前までにご契約者へ連絡します）。

- 保険料払込免除について
- ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除となります。

5 特約について

<無配当特定入院継続給付特約（返戻金なし型）S>
●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

| お支払事由 | お支払金額 | お支払限度 |
|--|-------------------------------------|--|
| 次のすべてを満たす入院をされたとき (1)6大生活習慣病（注1）または特定精神疾患（注2）の治療を直接の目的とする入院 (2)主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院 (3)主契約の1回の入院についての入院給付金の支払限度日数（60日）を超える入院 | 1回の入院につき主契約の入院給付日額×入院日数から60日を控除した日数 | 1回の入院につき60日 主契約の入院給付金の支払日数と通算して1,000日 |

（注1）お支払対象となる6大生活習慣病の例（詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。）

- ①心・血管疾患（慢性リウマチ性心疾患、虚血性心疾患、肺性心疾患および肺循環疾患、その他の型の心疾患、循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）のうち、心（臓）切開後症候群および心臓手術に続発するその他の機能障害）
- ②脳血管疾患
- ③腎疾患（糸球体疾患、腎尿管間質性疾患、腎不全）
- ④肝疾患（ウイルス肝炎、肝疾患、食道静脈瘤、その他の部位の静脈瘤（I86）のうち胃静脈瘤）
- ⑤糖尿病
- ⑥高血圧性疾患（高血圧性疾患、大動脈瘤および解離）

（注2）お支払対象となる特定精神疾患の例（詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。）

- ①精神および行動の障害（アルツハイマー型認知症、統合失調症、躁うつ病、パニック障害、非器質性不眠症 など）
- ②神経系の疾患（睡眠障害、睡眠時無呼吸症候群、ナルコレプシー、自律神経失調症 など）

- 同一の原因により、入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。

<無配当女性入院特約（返戻金なし型）S>
●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

| お支払事由 | お支払金額 | お支払限度 |
|--------------------------------------|------------------------|--|
| 女性特定疾病（注）を直接の原因として、入院日数が1日以上入院をされたとき | 1回の入院につき女性入院給付金日額×入院日数 | 1回の入院につき60日、通算 1,000日 ただし、がんの治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金のお支払いは無制限 |

（注）お支払対象となる女性特定疾病の例（詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。）

乳がん、子宮がん、卵巣がん、胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がんなどのすべてのがん、子宮筋腫、卵巣のう腫、乳腺症、帝王切開のための入院、貧血、腎盂腎炎、低血圧症、バセドウ病、甲状腺腫、下肢の静脈瘤、メニエール病、パーチェット病、（急性）腎不全、多発性硬化症、急性リウマチ熱、自己免疫性肝炎、結節性多発性動脈炎、過敏性血管炎 など

- 同一の原因により、女性入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、女性入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなして取り扱います。

<無配当先進医療特約（返戻金なし型）S>
●お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-約款」にてご確認ください。

| | お支払事由 | お支払金額 | お支払限度 |
|---------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 先進医療給付金 | 不慮の事故や疾病により公的医療保険制度における先進医療による療養を受けられたとき | 1回の療養につき先進医療の技術にかかる費用（自己負担額）と同額 | 1回の療養につき450万円 通算して2,000万円 |
| 先進医療見舞金 | 先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき | 1回の療養につき先進医療給付金の支払金額の10%相当額 | — |

- この特約の付加は、朝日生命のすべての先進医療特約と通算して、同一被保険者について1件限りとします。
- 先進医療給付金は、1回の療養につき、厚生労働大臣が定める先進医療の技術にかかる費用と同額（被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額）をお支払いします。
- お支払対象となる先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限る）をいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科（歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科）のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けられたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。
- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療特約（返戻金なし型）S」の支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります（変更日の2か月前までにご契約者へ連絡します）。

- 保険料払込免除について
- ご契約後、保険料払込期間中に、疾病または傷害により所定の高度障害状態になられたときや、傷害により所定の身体障害の状態になられたときで、主契約の保険料のお払込みが免除された場合には、同時に特約の以後の保険料のお払込みも免除となります。

6 指定代理請求特約Sについて

- 給付金等の受取人となる被保険者が給付金等をご請求できない事情（事故やご病気により意識不明の状態で意思表示ができない場合など）があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等をご請求することができる制度です。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその給付金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。

■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡したしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。

■保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会を受けたときは、給付金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態（被保険者の病名ががんであることなど）について知る可能性がありますので、おきみ置さください。

7 解約返戻金について

■この保険契約の主契約・特約の解約返戻金は、以下のとおりです。

| | | | |
|-----|---|----|--------------|
| 主契約 | 保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。その他の場合は、解約返戻金はありません。 | 特約 | 解約返戻金はありません。 |
|-----|---|----|--------------|

8 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付のお取り扱いもありません。

9 保険料について

■具体的な保険料については、「商品パンフレット」をご覧ください。

■保険料の払込方法（回数）が年払のご契約が、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

10 配当金について

■この商品には配当金はありません。


11 生命保険料控除について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
- この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。 ※税務のお取り扱いについては、平成26年6月現在の税制に基づいて記載しております。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

12 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活のお取り扱いはありません）。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあっても、お引き受けできない場合があります。

注意喚起情報

| | | |
|---|--------------------------------|-------------------------------------|
| | 必ずお読みください | |
| ■この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。◇以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご留意ください。 | | |
|  | 6. 給付金などをお支払いできない場合について | 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項 |
| | | 9. 解約と返戻金について |
| ■ご契約の際には「ご契約のしおり-約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。◇「ご契約のしおり-約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。 | | |

1 クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について

- 申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「ご契約のしおり」（「ご契約のしおり（抜粋版）」を含みます）、「注意喚起情報」）を受け取った日または第1回保険料相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。 ※クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。
- お申し込みの撤回等は**書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます**ので、次の①～③の内容を記載した書面を郵便により「朝日生命　金融代理店業務グループ」宛発信してください。
 - ①お申し込みの撤回等をする旨の文書
 - ②申込者氏名（自署）・印鑑（契約申込書と同一印）・住所・電話番号
 - ③申込番号・保険料・取扱代理店名・申込日・申出日、返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人（フリガナ））
- 〔宛先〕〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ** ※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いいたします。

- お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。
- 申込者等が法人（会社）または個人事業主の場合は、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。


2 保障の責任開始の時について

- お申し込みいただいたご契約について朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の開始の時は、次のとおりです。
 - 「責任開始に関する特約S」を付加されたご契約の場合には、お申し込みと告知（診査）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
 - 上記以外の場合、お申し込みと告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時（注）からご契約の責任を開始します。（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座に着金した日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合には、取扱クレジットカード会社による利用承認日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

3 告知義務について

- ご契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といえます。**
 - 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、ご契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。
 - ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて**「告知書」で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**
 - 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社（朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。**
- 告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。**
 - 告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始の時から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- ◇責任開始の時から2年を経過していても、給付金などのお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ◇**ご契約を解除したときは、たとえ給付金などのお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。**また、**保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。**ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「給付金などをお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります。◇ご契約を解除したときは、そのご契約の解約の際に返戻金があればお支払いします。
 - ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。
 - ◇例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

| | |
|---|---|
|  | <ul style="list-style-type: none">●傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもありますが、特別条件（「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位・指定疾病不担保」など）をつけてお引き受けすることがあります（傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けできる場合があります）。 ●健康に不安を抱えている方には、引受基準を拡大した商品「スマイルメディカル ワイド」（無配当引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）S）を発売しております。 |
|---|---|

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**
- 給付金などのお支払いおよび保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が**給付金等をお支払いするための確認・照会にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-663-628

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金などをお支払いいたしません。

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合
 - なお、ご契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取り扱いがあります。
 - 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院や手術
 - 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます）
 - 病院での受診歴や健康診断による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約（特約）が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が消滅（未払消滅）した場合
- 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 入院給付金等について、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合

7 保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活の取り扱いはありません）。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が消滅した場合、新たに「責任開始に関する特約」・「責任開始に関する特約S」を付加した保険契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込み保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては入院給付金日額の10倍の返戻金があります。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820）までお問い合わせください。月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時から正午、午後1時～午後5時　ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

11 給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

- 給付金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続き等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。**
- お支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり-約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 給付金等のお支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約S」を付加されますと被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます（詳しくは「ご契約のしおり-約款」でご確認ください）。
- 「指定代理請求特約S」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。